

議案第5号

木津川市人権センター条例の一部改正について

木津川市人権センター条例（平成19年木津川市条例第144号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月28日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

木津川市加茂人権センターの改修工事により利用室名等に変更が生じるため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市人権センター条例の一部を改正する条例（案）

木津川市人権センター条例（平成19年木津川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表木津川市加茂人権センターの項を次のように改める。

木津川市加茂人権センター	いこいの部屋	200円
	調理室	200円

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参考資料（議案第5号）

木津川市人権センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)

本則（略）

別表（第8条関係）

施設名	利用室名	使用料（1時間につき）
(略)	(略)	(略)
木津川市加茂人権センター	いこいの部屋	<u>200円</u>
	調理室	200円

(旧)

本則（略）

別表（第8条関係）

施設名	利用室名	使用料（1時間につき）
(略)	(略)	(略)
木津川市加茂人権センター	和室	<u>200円</u>
	調理室	200円
	会議室	<u>400円</u>

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第5号 木津川市人権センター条例の一部改正について	
担当課	人権推進課 人権推進係 加茂人権センター	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	加茂人権センター耐震補強等改修・小谷児童館改築工事が、令和2年3月に完成予定のため、利用室名等の変更に係る所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・調整会議（令和2年1月8日） ・政策会議（令和2年1月15日） 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり
	政策分野	6 共生
	施策	① 人権教育・啓発 イ. 人権相談・情報発信拠点の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	木津川市公共施設等総合管理計画を踏まえ、小谷児童館と複合化することによって、効率的な施設運営と相乗効果の創出を図り、さらに親しみのある施設になることを目指すものです。	